

鈴鹿市プレミアム付商品券発行事業業務委託の 最優先交渉権者選定要領

1 趣旨

最優先交渉権者の選定について、鈴鹿市プレミアム付商品券発行事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、公平かつ円滑に行うため、必要な事項を定める。

2 選定委員会

最優先交渉権者の選定は、鈴鹿市プレミアム付商品券発行事業業務委託プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置して行う。

3 選定対象者

審査委員会は、実施要領に定める応募資格を満たす者について、選定を行うものとする。

4 基本的な考え方、審査項目と審査基準、計算方法

実施要領「10 審査方法」に記載。

5 審査結果

最優先交渉権者の選考は速やかに決定し、プレゼンテーション審査の参加者全員に書面で通知する。

6 事務局

審査委員会の事務局を商業振興課に置き、その事務処理を行わせる。